

## 空家等対策に関する経緯について（国）

平成26年

11月19日 「空家等対策の推進に関する特別措置法」成立  
11月27日 同法公布

平成27年

2月26日 同法一部施行  
(第9条第2項～第5項及び第14条・第16条を除く)  
同日 「基本指針」の決定  
5月26日 同法全面施行  
(第9条第2項～第5項及び第14条・第16条のみ)  
同日 「ガイドライン」の決定

---

### 《基本指針とは》

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の略。  
「空家等対策の推進に関する特別措置法」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が  
定めた内容。自治体に取り組むべき空家施策全体の基本的な指針が示されている。

### 《ガイドラインとは》

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)  
の略。市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」  
に係る手続について、参考となる考え方を国土交通省が示したもの。

以上のとおり、国が定めた①空家特措法、②基本指針、③ガイドラインを基準とし、施策又は制度の運用の関する詳細な事項について、さらに各都道府県や自治体で基準等を設け取り組んでいるところです。

## 古賀市における空家等対策の経緯

### 平成27年度

#### 1. 空き家・空き地等の実態調査の実施（平成27年5月～）

古賀市内の空家等の実態及び状況等を把握することを目的として、市として最初の実態調査を委託にて実施した。

- ・件名：「古賀市空き家・空き地実態調査等業務委託」
- ・委託期間：平成27年5月～平成28年3月

#### 2. 古賀市 空き家・空き地バンクの開設（平成28年3月）

実態調査で実施した空き家所有者への意向アンケートと同時に、古賀市空き家・空き地バンク制度開始の周知及び物件の登録を呼びかけを行い、掲載希望のあった物件を取りまとめ、不動産業者団体の協力のもと、「古賀市空き家・空き地バンク」を市ホームページにて開設した。

### 平成28年度

#### 1. 古賀市空家等対策協議会の設立（平成28年8月）

古賀市空家等対策計画の策定、その他空家等の適正管理に関し、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めるため設立するもの。

#### 2. 古賀市空家対策基本計画の策定（予定）

空き家対策を計画的に進めるため、「古賀市空家等対策基本計画」を策定するもの。